天保浪華實録　全

リ 5
2938

2938

天保八酉二月中旬大坂天満与力逆徒之[illegible]企ニ付　御城代十
石日方ハ進年鉢形内大筒二挺を居ヘ西方ハ竹柵を振竹束之用意有之
御城代土井大炊頭殿之扈従茶台大串羽織ニて右ニ京橋口定番米倉丹後殿
米倉ハ在其手之与力同心ハ東番頭菅沼織部正殿之与力同心加勢副られ候事
遠藤殿之従者ニ鉢形内ニ大筒弐挺並御門外ニ竹柵を振竹束之手当有之山崎
山崎用田偏ニてハ大筒二挺を居ヘ与郎ハ播州龍野松平遠江守殿手勢泉
州岸の和田岡部内膳正殿手勢ニ堀際ニて陣を張り右之堀曲渕甲斐守なの
大坂之相守御目附中山殿大坂太守殿ハ馬ニ乗て巡見有之御備手
本田大膳殿ハ川手をお守り郡山松平甲斐守殿手勢玉造ゟ京橋口迄固め居
保養をもつて　御城代之差図をまもられ候ニ付ても追口之手当手厚被成候御城内

御先手頭ハ小條遠江守及与力同心一手にて相守し當番及遠口を加勢す
不ニして有り　櫓ハ小花同付代山中市左衛門小野勘解由西の丸并ニ御番衆ハ
御徒目付堀田甚右衛門組役仁科治右太良又御武具方并ニ御鉄炮方ハ鉄炮奉行
佐渡守又丈竹本治左衛門上田五右衛門御手洗権之丞支配ニ手配り被掛奉行市左衛門
中ニ而下役治右衛門相勤相役小林清之丞是を下知し御荷物行当り三右衛門比留間
太郎右衛門徒役小沼太兵衛右衛門由渕甚左衛門難波五左衛門の西荒を望み川端ニ而森本平良樹原
太郎右衛門左衛門ニ八宮義山里ニ八大井経登守中小姓ニ井伊右京亮番所ニ米津伊勢守
酒井坂ニ小笠原信濃守家々の面々武具を並へ家の子郎等相詰居并ハかり
御城代ハ出雲院口相詰ル十九ヶ所出入組頭難波田山左衛門中書院ハ細井奈市兵衛
右多十兵衛が支作右衛門富永ニ右衛門石黒組衛門不案加勢して組頭笠原平太夫

由渕忠太郎大田兵五郎其組御番所を引て口御番所を相守るホ九ハ由渕忠太郎
番所ニして御書院ニ八服部九十良水島重兵衛神田元兵衛間宮源十良武藤武親
高尾半之助小野次郎右衛門か家加勢として限りゝ知し十九ヶ所出入ニ八小林重太夫ホ九ニ八
石川平十郎法小谷内を迎へなきしめ鉄炮ハくみさらと解て西組十九組頭出雲
肉交十兵衛其組御番所ニ八久保定治郎武鳴金説由渕兵人竹田石助山名猪之助
竹本市左衛門望月卯右衛門加勢として組頭浅香伝四郎入戸野善左衛門野津七郎
其組御書院を引て奥ニ御番所ニ相詰ホ九ハ入戸野加左衛門番書として御番所
右京織之助石川太兵衛小田切主計山名助之丞伴野実治横山良助関左衛十兵衛相詰る
加勢として限りの出かけし相詰る十九ヶ所八間宮源助ホ九市兵衛太兵衛御出役を迎へせしむ
夜ニ御城より二里余保科遠江守小幡蛸荒を禄の葉ニも計られずと

十九日の夜半より御城代の屋鋪にて御使番御手洗伊右衛門ニ申渡れ被仰付
先手関東口高麗橋を東ニ土田清内西ニ在京衆并に町内之者當番より出張せしむ
大手口ハ城代小御城より東手口窟ニ出すへし参り御天守臺ニ御城代衆並ニ
渡辺ニ立籠合ニ土井大炊頭殿有之て立て被れ水馬十騎を引率せらる軍術の和田有
是より服部又兵衛を指れ仕ニ遠近を計り西東丑遠に相御城の為縄とも又もって
以つて不斬とたま西遠御城より御蔵奉行高田比留宮小谷田瀬木茶土方儀兵衛鉄砲
大砲儀ハ大砲持て渡屋敷より是をたき焼亡人を走りれ鉄砲火縄儀ハ御番衆に参る
堀伊賀奉行堀田仁科是を用ル人出し粮米とす十九日屋到りて其日少々の則ち東西道法
土方右衛門南木千種右大浦より焼払し本陣上町ニ其夫を残さし一面ニ二人御堀町の所に止ル
家数壱万八千余軒四拾七町程焼失となる御城代方所持勢の和田右衛門の渡見にて

雅源の者ハかくて鉄炮持凡五拾余町の渡代りより是そ其頃ニ東町奉行組与力大塩平八郎ト
云者先年言弁山城守殿大坂町奉行の時吟味方を支勤務の御用ひられ学問和田やし
紀州ニて浪人ハ学の和田にて是を紀州とぞ成し可将手代ニて平八郎ニ集て忽
学の和田階となり又同し与力弓削新左衛門悪事を成も仕置にて其役ニて候ニ至るも所
皆手伐捨て表向ニ於ト罷り成し又京都八坂ニ中変の弟子豊田貢ハ妻女ハ切支丹宗
源し切支丹ふしきの祈りを致し死したる病人とも生帰らせ或は病医志し古稀ゆゑ
貢子如きの和切支丹の不思議に於て更にかかる事白状致させ候ハ其学文の力と聞へし
宣教ニ拠し進んで弁じ与力ニ及ぶ吟味の上山城守殿役所ニおゐて捉力延べし其外弁その
与力其祖父ハ言弁山城守御奉書ニて山城守殿聞ニて江戸に下り公事其後ニてハ
人々の讒言ある故勤学を存根浪人集めるよう事を伝達所被とくも同与力西田運與

中斎と号す格之助を養子と致し置へ其者を教導なし自分ハ明の王陽明か学文を教へ

弟子多く有之其外武家方も然るへき人々も先生と云れ用られ居へ候処ニ高慢を

我ガ世の中を見下し第一大塩へ江戸御老中方ニ諫言を書ス去る申酉二ヶ年

飢饉米高直ニ而町人百姓困窮致を見兼て右様之公儀之御仕法行ニ在之

先年ハ大坂の貧しき者へ御救米并岩城が家之金銀を出して貰ひ与へ候節

之此度も右格之助を以て今の東町奉行跡部山城守ニ進め候処用ひ無之故甚不快ニ

兼而当地を恨ミ貧民ニ其恥を救ハんとする処ニ其来不宜の書物を売

金銭を以て施し候ニ河内国々中ニ而是を書付候へ共

村々を廻り河内国を始て諭し其後多人数催し行山城守殿を

左ニ其上ハ同類を集め其勢をもって天下の人を救ん事を思ひハ却而謀叛の振舞

且ツ遺利を猶へ人々を集めいわんニ其中留ニ中ニ与力組の同心ニ而河合郷左衛門と云者之子の

白子と申者ニて兄若者生れニ而吉之助と申者此度其子を携へて出奔

致し居候若殿様ニ竊ニ訴へ一大事をとゞめし

先百姓を以川世を支配所を大坂之金持共江

特ニ米高百姓の如きハ若大坂ニ而騒動之事有之趣ハ在方集合し金や米を与え

申し其文ニ有之者ハ逆道の人々を殺す時ハ勝として蔵を開き世の中をいさし

於世ハ地獄ニあらん末世の極楽となさんやと云ふ事を文ニ作り是を板行なる

人の為なんと様ニ二三字宛認め我同意の者ハ是より其処の絹とて

旗をこしらへ中に入上へ天より下さる村々百性共と認め村々の神社仏閣ニ張り置

是を探し文を申

評ニ曰元来大垣大坂合類ノ金を在京ノ貧民ニ施す人ありと世中
備へし語升右金子を以て用金と被下置き者もありしとかや
其文政二年西国の城に住せし者寂と来る大坂町に出而して夫が栗饗の両の浅黒なる
者方に山城守住せし者を日頃より体用に示を被施して諸方へ之を示し候に文因通し志ある
所に見れば十九なる宮女の始末にせしを以て摂州猪名村に名主橋本忠兵衛と云ふ者の
村長の娘十四歳にて手を中女を抱き来る身に妻より引きを自分の妻とせしが程
其ニ天満に世帯とかいへる女を文出し妻とせしが是を一度に殺害にあひし者有
其これ与介の子在り名を大垣元今川なりしを改め今川与太夫と名乗り其程
しきりしき中元中去ニ企てしも知らし彼村の両様共に被切の勝者
其十ヶ所町在所体忠に交へ押寄せ家来ともに殺害し其外一味に与力家来閣闘御

潮田源兵衛両當人ハ位牌とともに本腹し散治當人不斗も十九の當年中を幸い大に盛ニ
埓中も近い中合せ飯り一味同心平山両兵衛を初として山城守方を殺
山城守大ニ怒りて両兵衛に収を付源治を追討し下し家来に武士共に両兵衛討て潮兵衛源
両を小屋へ招き訊し事を次の間にて脇差近くとも母在當人も可申入と迫る
ひとを家来追かけ行掛れと被仰聞手に余り潮兵衛を六案の間にて追詰家来共を切
殺し源両ハ逃げ行ぬせ妻の稲荷の森を越へ一きんに平八郎か方へ来り其様子を知て平
八郎今ハもや是迄と存して之所共学文し相友井伊掃部頭殿家中寺沢右膳か
方出陣とも武蔵守より逢し右膳の行てと報ありし恩ひある者をいて在る由
其明後年余程出てと申し右膳ハ其程の平兵衛か女子何を取いぶかしく天下より
を抱し置く所の金銀を支度し職をもつて諸公とも歩し其後村ハ日比に守立つ

ゆかり有る者と覚悟を極め聞召す事と速来し弟子へ数さ添へ命りて及ひ者を
是となし上見し方へ飛出て此時事をも川て涙を流し思ひ止りしを中
菅公御太宰より筑紫へ我一身をも論するは是非なく中陰にて死るかに援する
尾州一刀に切捨て死骸を庭の梅の木の本に引け血潮なりと三刀切ゆのいかれむ理し流さし
安置し御帰り遊ばれしも俺に友達の滅を立ちて添ゆ命の食のたゆふ刀を答
闇し討ちたる是其御子息の御撰を…都を目当の…
大ぎな梅へ参つる社殿と書し飾れ天満大神八幡大菩薩瑞武勇聖とも
なる飾と崇生家の定紋に梅を付ず御性名川なりと相の紋に飾を押立
大菅を乗りのせ一味に其武拾人斗を随ひを携へて…川連国寺御宮を出
を放て西の…御神輿御借り来らへし其時…速せんと来…大菅供奉込

去り義に御代官池田岩之丞…せし…を…梶原仕りて…長柄町
を向へ天満を焼立て天満宮へ大菅を打込み時義を移して…天満宮…神輿を
接待之神慮にや有るの青人都なる…是…押取…天満宮…と添て…
する所御旅所方同心御供代の家来と供し…を…へ
より東の方が…破…天神橋は切落し…河岸を押
是に大根屋と申は…
そ太田と…
揚り橋詰を…大根屋…小菅…橋を渡る…
出入…
多く振舞…

れハ皆々お念ひ祝ひに大篤お近所八百屋権蔵し如何にもむさなりとあら〳〵し
なしに皆近在郷と道具も手続為なりし近たるとて盛運一同より当店より御近放
本多し平岩経を配金持多けれど門並ミ大夫を殺し古希在所より古稀の金持
引取し道行人を悩ませし女子誰あらし若衆者なし去元家を焼ける家内し
者に近よらしと斬りかけ怪我せんことをいとひし為又道行人を招きたる来れしかし
おして此刹に車を押せば房主に洩れさとて出逢しに此所置をとられ洩をたて楽事に
おそろしきに手振ひ法の者出されハ殺りしたね世間のを指ては車を押さて押来
られなるも近よらぬ車迎の業なれど四五人かかりて押迎ふ時まきれし一さんに逃りし
あるしはきまりる又河内屋の百性娘を大坂へ縁付有たりしが大坂大夫と契て忍ひ来て
是蒔に来りし足を掴まれ袴を持せられ手之御体の始めとけ皆々ハ終ふ内におちあれ

たれと法を斬らし近所しらぬし無法殺しと身か却るケ様なる事多有夫か郡構ハ来りし
ひハ家主に反し備へ玉ひし大塚に有しかすなハ彼娘殊し大坂屋備に日頃信心のの心
かけなりし故に一向宗を営ひ也相又世間りして東八郎謀叛を企てなハ宮方を手に
入んと抑越前太郎大坂屋を味方に付円くハ家方へ出入にせし人へ将文を大方し押掛
日頃皆に関東の自由そとや文通をも為さしめ寄宿宮寺の彼ら帳簿に仰せ付らる云彼
大坂屋ハ業より小判を放し人々の餞を為させん為こと出始めし肖像ハ金子難波橋を
切落し披子居大坂屋へ放せしと宮ちし小判おろし橋を渡しおれど味方をも働かるとも
なくいれんと思ふも又十郎殺折役所に酒持行かれ殺されし小泉剛次郎か留主に
母と妻りし役人へし洪次门の妻なる娘と也餓に来八郎に携へられ小吉之人へ連ら去れし
近所の剛次郎逆徒謀り一味なりハ苦心も如何で面としても殺さると八思ハず

町奉行之門前迄逃ひ来り小者を以て又も遣わしむかひニ組ハ是し家ハ焼ま
おそれて立退き此知一のかく人集りへくと来る右様を役所御中にてハ一寸あら宜安敷と
只逃る小者ハ川比の変ハ案内志けるニ直ニ死し者ハ小泉殺されける淵次
郎家門ニ志逃来り淵次郎ニ一寸立帰り長刀やらの其々に呼出し座中の右様人の
家門と共ニ小者を留置て人を出し両人の女伐捕へて召籠置り洗ぬ命て東八
郎ニ一味して夕的殺されし事を出張するかくしてありそぞ表ある沢者ある捕る
東八郎の宅ハ今橋筋より兼て鉄砲を預け置しか家ハ家とかの人山ニ在大筒を引出して大砲
玄籠せて焼立てされし人を殺す事を一時ニ逃してと知りけ今を出負
者とも恐れて嘆きれも通行の人ニも知らせて家財皆是ヲ二十年かけれ
大井釗一郎も中者ハ本町也節ニ集り某の宅を焼き東八郎ハ捕へ来り

三井岩城の店を焼立てらるを捕寄りし札店りおもひし東町奉行跡部山城守殿
ハ手之与力同心を従へ平八郎の住宅をもてに鉄砲ニ而書も両人ハ平八郎に組
せし者とて役所ニ語合し案ずる者の多かり悪以て先ニ御城代ハ某何卒出追く
与力同心を貸寄せけるしと報せけり夫を承諾なされ玉造御番衆
堀伊賀守殿を御城代土井大炊頭殿之元ハ清出有しかハ早速承知せられ玉造与力
坂本鉉之助本多為助蒲生熊次郎三人同心三拾人を添町奉行役所ニ詰させ役所ニ控
手ニハ梅本掛りにて押切て持来り鉄砲の筒口を揃へ鉄砲の筒先御用を致し拾節
町の札店焼立り結近く行近ニ押ひ折柄かへる紀山城守出馬ニ及びしハ誠ニ志気
此度又ハ淀城代ハ京之甚名承御使鳴く玉造橋をも志さ合された千結て加勢を下され
ニて柴田勘兵衛脇坂太郎兵衛棹次郎石川彦兵衛の四人を呼し命せられる両人乃

畏(カシコマ)り出んとする所玉造殿見ていろよ海老名弥ちて志かとや仰せられて柴田
勘兵衛申云へ中ハ鉄炮大筒を用ひなし甲冑(カツチウ)を着し此人皆きかへしいさん彼
場なでへ寄られは上か下ハ生して再ひ旧目通り仕る為粉骨(フンコツ)をつくし討死いさんと云
けれん玉造殿出さて此よハ甚かくご殊勝之詞る安堵押出へし聞をせられ御
手やおりひいまし各一所仕ひいぬるか玄蕃遅手ある所へ立出ける安藤玉造
江七人ニ与力山城守出馬小浅の西の役所乃沼ニ手落されハ又は御城代まで
怪しかれとも主に京橋組ハ来く其役掛り中之しいかり京橋口定番米倉丹後殿
来りて立江ハ其の事を議されハ京橋沼ニ出馬を差出御目付代けいまちへ
副大大塚太兵衛来合何来するニいさん討そて御城代へハちさく中てし其者御
おりひいまこ物頭者へしやう由申けれハ京橋与力広瀬佐兵衛沖と治清水理
衛とニ人ハ同心二十人引て出馬ニ及ひ夜ニ玉造方ハ沼を京橋之方ニ向山城守
出るこ先之立卒ニ上判役所を出んする時ニ海船ニ与力七度ニ出馬并浅草田を要の
西人玉造組へ申ありハ鉄炮ハ大筒用ひ申しぬると集めろとしれ共なりと云けれど
玉造組ニて数其ハ彼目付同心共ハ宗門下役振舞の事ハ玉造殿御出馬之儀
其近所より大筒用意にかゝりいて時刻そら引り申へし然り其の義を
ヒ難題しかてし延るをかし玉へうけ庚州おこハ用意仕らんと云されハ馬を引出又
りそ蒲生熊次郎ゆるかり一さんにも世度西目筒を手挟門前小路
武人百連来る并浅玉造殿陣代として甚田烟佐秋与力七人同心拾人
引連山城守と馬前へ並る西野町筋西へ出かる鉄炮元き手計り向ひすり
大筒をうち清水中ニ落押立大塚すこ来る支度を日佐清水御差図

官蔵が若者西花山路に斯衛先へすみ出て一こくしに菓口を持て先立の所鉄砲の
雑人とも打殺されて乱れ立て宗徒の者共もさそくれて引退く其外西町奉行堀
伊賀守家来も引退しかれ山城守が脇坂良某倉橋并石川土佐守二人と同
じを分つ堀伊賀守に加勢たすべき鉄砲進たるを進行山城守陣に淡路町増田に
向て宇官一町計り隔てて鉄しの鉄砲は[illegible]なれども平野町に大川[illegible]
かうんと進せて東国の鉄砲[illegible]にせんとして[illegible]中に大筒の新菓口撰
向れは車の後へ持を又出さんとす[illegible]青木の前なる日がたの筒先持へ[illegible]鉄砲
も大筒を立て[illegible]を[illegible]に頭に入て庇[illegible]玉は[illegible]本[illegible]与力
張りけくさ[illegible]大筒を寄りてや[illegible]人と大術者是へ[illegible]前に
寄り大をさんとするに口薬(クチグスリ)調へさるに[illegible]名[illegible]坂本鉉之助
すゝみ出彼大術者を向て[illegible]を[illegible]坂本は[illegible]立[illegible]立進ひしが引(ヒキ)く
手天水桶の行かげにかくれて小筒を持する鉄[illegible]人[illegible]を[illegible]や大[illegible](フタ)
切んとする鳥助[illegible]る[illegible]鉉助に[illegible]進て[illegible]を[illegible]鉉助は一丸に大術者を覘(ネライ)
耳に入されは鳥助も覘(ネラ)はれんとせし筒を天水桶へ向直し狙(ネラ)ひ[illegible]に打
桶の縁をかすり鉄は[illegible]すを[illegible]て[illegible]や[illegible]助が[illegible]陣笠は右の端を
打抜く[illegible]鳥助を[illegible]と打たれど大術者に[illegible]腰し[illegible]打たる時[illegible]
後[illegible]て車の[illegible]る[illegible]に腰を[illegible]て[illegible]り倒[illegible]一同に打立たれは
鉄砲右往左往に乱れて各々[illegible]をかけ其[illegible]に[illegible]大術者は[illegible]浪人梅田
源左衛門とて[illegible]取て見るに黒羅紗の羽織に[illegible]小袖下着は[illegible]
西[illegible]白き[illegible]を[illegible]細[illegible]の大小を[illegible]の[illegible]は

賞ハ山城守家来溝井某か首(クビ)を切て槍に貫き持せ相添ふて小泉淵次郎首ニ
挂置吉見の来翁士役百目程之角士役者車在ハ乗せ其庭にかゝりし去
とて又名を千本松と桂式部長柄二挺を業し波葛乾椿ヶ計に掛候
以業を入テ大筒究意之者を揃子弟ニ結西和出西挺斗て乗諸武者集而
大業ハ其途中ニ中ニ而れた処の家臣皆そ瀬井戸へ投入しと云集メの家ニ西其跡
堀伊賀守ハ高麗橋にて鉄砲遥(ハルカ)遠き所ゟ打し鉄砲ニ当りし馬驚き前足を上立けれ
地騎ニおへかゝ伊賀守ともに落ける与力同心ハ鉄砲之難を避ける為馬より下りしか
遠して遂足を出し夫を玉造し陣代畑佐秋之助ものけいたし御奉行ハ却
ならはと各目にし此悪様を見ハ天命ニ尽り様も思ひ振舞ふ
手有と唯さり励(ハゲマ)されて箭前を揃へ打出すりそ其隙(ヒマ)に伊賀守ハ馬(ムマ)に乗り歩卒各所縁

町を進ミ打腸之太郎兵衛ハ家よりも立退き打出ゆる同く伊賀守けてやく
夫ゟ東と西とさして打掛け小の辻ニ法螺(ホラガイ)の音響(ヒヽキ)しかハ其辻を向ひ走り行(ケル)けり
道そ大小一腰捨武器を拾(ヒロヒ)て被浪路町ニ散乱を岳行ゟ来を向りかゝ
高橋浮瀬と云玉造同心逃かゝれけるも与力之械を云人石橋へ至て其所主膳ハ扱
天満奉行ハ浅く合て鉄砲打掛そ散乱しけれハ山城守ハ先与力と同心ハ東西所へ
休息なさしめ其身ハ御城へ登り御城代へ由を告け伊賀守ハ二人ニ与力同心
引て新し見廻り是も御城へ行畑佐秋之助と二人の与力ニ同心共玉造思案橋し
南手ハ陸を渡其夜の亥の刻迄近国より引取り京橋与力同心と一手ハ天満橋を
固メ見も務業ニ引取りかゝて賊徒乱妨ハ此れとも大手ハ無し侍りて清き道突
掛し又誰云と云ハ夕方にかゝてハ玉造より賊徒押寄て放火す風吹荒けれとも

御城ハ東番頭菅沼の与力同心を召抱へ御門内ハ西番頭小枝遠江守の与力
同心一手にて打守る玉造口御鐵砲ハ要害よし渡辺なれど玉造廊下菅沼の備へ
番頭の手勢兩人揃へ構へとせしかも番頭物構を明かく其余玉造組与力
同心家内に老若放火に及ふ末逃行んとせしか御花畑なる稲荷の辺へ逃行き
雑道玉造跡より御城内へ忍んとし手中玉へ入れども今もなく御鎮内へ入かく
入通さこ致さり加とへかとハ是も立退かくかくし挾まる其ハ仕上りとも吾蔵御
花畑に走り去りて与力同心に泥沼三男は男なる者ハ十五才以上の者共
召捕其一節後御門の方を守り諸手蔵設たるに火ともに逃行人をまされて通さん
とせし賊徒八人を生捕あるに其面に六腰に種々の諸具あり後に大筒を入し荷挑灯
を懐中にさし上そハ羽織半合羽をきて腰し若り生捕し中に坊主にて力強き者五人あり

捕手ら翁其て蔵かりしを玉造ニ方へ提灯の荷持て大塚押来る
松なれども守りや賊の者共ある中に御門を国人とゆめきして是を支へる所をみる
扨大坂松平甲斐守殿手勢共此方ニ押来大和河内の境関所通りし兵衛松平伐
見合ひ御城代に高ぶる東北なり去ながら此所にて有りけん河内前若江ら荊村に在る
西村利三郎百姓をとらへし出来りしを訊ける是遠かなり其んせめ静かに
告しと告り又利三郎至る迄乱妨にかり彼が来りしハ前後三郎召捕る者有
扨京都奉行門の見分を持て扨前後は渡りて町奉行与力通らんとするを国にて
其ら来ハ守護の備ふ抜身にて通りし者ふとどきの鎗を持て通られいまた
ただ与力其者も急ぎ御用かとて厳しき抜捕にて往来に捕り物の者しかる
重けと押して通らんとする所国の者共ハ通さる事し国の法なれども玉造の案

せんと策口を拵へ打出さんとする時町奉行ゟ家来さしつかはし鞠ひかけ
させて連行ありし一説天満方ハ全く張を自由になし町人をして従はせ自殺せしむる
ありし玉造口京橋ハ家柄を自慢して武藝も不足て天満を賤しむ族に只比せよ
かゝれバ弥扶成ハしそひも役にも立ずあり成ても大将ハ番に募て西の北へ越る
坂も鉄砲ハ寄口宿にもすと云ふ玄し尤彼地をハ兼て御城代ゟ遠藤にまて
伏見より加納遠江守殿手勢にて相当浪人ハ出と云ひて御城代叢出
是より御天守へ登寺口備へ遠路を討られ請合に浪人共荒所に薬用あり水
満軍法も知らず服部又市郎を渡し彼是を問せらる敵町奉行所ゟ
堀遠江守力八田又兵衛京橋口ゟ出て浪人を山城守殿分の守口ゟ行て鉄砲を撃
戦さへり浪人共の手に取れりと云ふ浪人の附仲間与力坂本の浅路所に備を防

出発思ひ玉造殿の御名高なりけれど守口にて手柄をたてさんて早速の同心
引連レ守口ゟ出シけれ加納遠江守殿に手勢口と亦も遠路に援目ハあけれど続て
し人にて委細承り八田京橋ハ幕ゟ出て当所ゟ向井孝兵衛にて平八郎の一番鉄
砲を放ち遠江守殿の改められ其あれとも孝兵衛の宅へ入て尤も家内近迹失
行清を不知ゟ召捕しよら家内ハ又其に出て荒狼籍に飯継ゟこれたるが捜索を
致させ召捕し呼し立退し様子を訴を言く詮議するに孝兵衛の古渋し下
女一人捕へ来り是を責問けし丸裸邑下渡り裏手ゟ川沿にて其者し自に悲し
いよしを白状さりければいそぎ彼宅ゟ家内を尋かして孝兵衛同人共に若学孝
兵衛ハ西の者ゟ家大坂町へ行方不知出時に若き坂より大川へ出方に飛び大釜をか
飯を焚蓄へ入て天満へ向ひ居て庄兵衛の主人と云ひければ何を大事を企てに

如何哉と問ければ何も御座らぬと不首尾にて世に在る為に候。父上には必す

若れおかしき平生何事も仰せられず筆候二度目当所へ叱り見甚々ほと当にて此節

此不明大坂に大火の御沙汰に候て御奉行所へ入て十人若者共急ぎ人に掛て出しに

後ほど此所に於て大坂に大変今朝は伏見町奉行衆安否不知者を此段怪も不存候

捕の事と当夜を兄弟ハ定て大坂にて何も知る者とも更に事を捨て悲しく

此我先達出いたし定めて案し事ハ吾ひと川を汁りかねて孝養ある有家を定かならず

先非者にハ如何に吾等教申吉田に兄弟ニ役文将八郎と云ふ者すきつる処甚所く

神主となり宮脇志摩と名家役を補ひ其宅へ押し当家を占室に

都なる情物に小吉と云人出て上へ上られ候事出を押し情物にて志摩ハ切腹致

猶を神そかく当のまゝ又杉を出血ぶらけ候処ニて八田方稿に向ひ素服の

大坂に落り丈ほし御沙汰を見て遂に乗ハ八郎方にて兄天満へ参り寄手焼討へ参り進

断し様子を知りて彼ハ探計を始め此大に驚き立帰り定て是を知敷

の未一味与致候とも逃(ノカ)ること叶ハずしと存ぎ候ハ庵にて社頭に死して悪疫に

能も候ハヽ死骸に恥辱(チジヨク)に及ハヽ血縁を知られハ此川を渡て相果てんと心出と

福寿(マチ)と云う者から逃てて出切戸を開き血にとりたる梢庭(ニハ)に松(マツ)に縄を懸け

とて是を身へ明にハ遣ハ庭の松を能くり今に至りても明まで残したる大事に継する

老母閑と嘆きし支度せしや是非もなく歎ひぶし玉へて父母も泪と涙しよ

踊りからぞ今死する者家内にも一人も立さる世ぞ君も義をさせ是を出

かしこき何もなし、状様あり、織衛や悪人と皆に吉田にかゝりと存合に落哉

先大坂は帰り兼て是をとし、此内清水町に之乱心して討入踊りし大首を車の上に

聞どり欲る名前ある中に宮脇志摩と有けれバ彼と一味致し明らかならねど其元
思ひ暮ける内去る二日に武家迎し沙汰を受べ志て八十九日礼帰り立出かりたる彼子其
殺されし後吹田へ帰り九日にして旅より妻への八田方へ縫しに打ち向ふ方へ人々害致
殺し其血肉を持ちかへし神仏に勝をねり仏世切叙して為人をたずかり蓄人へ
死しける様にて申す其成を見届逃かくし先に其兄弟の家の明荒の中にて一夜を明し
打ち越朝に見付られそこも逃神崎川板木の船の所に至りて渡り場を見て涙払ひし
役人追て捕縛拵来を致メテ何れ也て難遁（カタクノガレ）終に本庄邑に至り猪名川堤を打ち立明けるを
見き打ち帰り其儀水に落し死にける旨を村より告見付大坂へ送る内に吹田
邑為人のためにとて八田方積り其覚えを悔西目を失ひ此旨が有之捕す逃切らば
自殺なりしとかく訴使に訴へ申ける訴

摂州山田ノ浪人　　　　安田昌秀

十九日に殺せしとして城の外旁ち其町より本来へ持ちたる縫を持ちて逃切れ後町目を違
此者其石稲先に追ひ急所へ刃ヶ手が留見かせを負し一毎に其養守にせ至
其町奉行所へ可渡旨

摂州稲荷村名主　　　　橘也忠兵衛　卅参才

娘　　　みや　拾九才

去申十二月廿三日み孫娘に至　　　　今川弓太郎

捨子助り養女其人　　　　きい　十二才

平八郎召使し下女　　　　里川

忠兵衛ハ篤き者にて奉公し逢ふ世の為に意を持って旨珍残いよく変せず

を此六廿才にて吉六を刺殺し其上は頼なれ共足弱と申ものゆへ東八郎も是
を知るといへと余動へ思ひ行しを町奉行役揃へ召捕主人を申し牢へ入
られ于後大坂へ送忠兵衛か娘其孫ハ未十六才にて去申十二月十方迄与太郎を産る
後無調川崎村之ねちに預られ父にかいわせらる事有し百箱を牢へ令
見と痛めし其上大坂へ相宗相て送られ大坂に病着しけるにハ斎に来り
病死ス二才にて与太郎ハ後辺むらの縁者の妻を寄らし乳を与ふ

摂州能勢郡川辺在下辻村漁師　金助

東八郎下人　丸八

同　忠五郎

同　七助

同　三平

大坂老松町にて春日屋　佐兵衛

右は春八伏見御奉行にて召捕大坂へ送る

大坂東組与力　瀬田済之助

十九日乱妨之後諸方さまよひ終に河内国若江村辺迄来り柴肌寒くて一足も出かね
さし百姓家へ入て飯を乞ふといへとも内に婆一人居りしが麦二升計り有りとて飯を焚
出し茶碗に一盃程し麦飯を出してくれしかハそ我か身の事ハ人にもかたるなと申して
飯を喰ひ居ける所に何か人家の方へ大小を持て参りさらハ立去らむと両刀をかけて
信貴山へ登り思ひしか地蔵と来しが神なり七八人も百姓共来れ松の木にかけ置
労れし出て薬掴へられんも口惜しくて行かれ木にかかひて帯を縊死

天満組東同心　渡辺良左衛門

敵乱之時是ヘ鉄炮稽古(キヌ)を請出し居候處河内竹生麓(フモト)志紀郡同州村迄ニ而由

井中村ニて自殺十七日首御飛脚手ニかゝ人を以て差出せたかしら首之儀

刀拵有之甚夜振を切つゝ戒説(セツ)候出候申由

土井大炊頭殿新領　高橋九郎右衛門

河州守口宿番村　薮田宗治

同所御氏　同　秋次

敵乱後紀州高野山ニ逃行候者を頼候よし又難ニ不とふ者道

よしよ人を不遑(ズ)(カリマハ)一處ニ逃出されて逃之者共と打留せみて召捕

同村之者鋤ニ而白昼ニ口嗚(スコシ)候之入ニ逃出で同村

百姓十人を出合仕候ハ一打入逃出てのかれぬ所由白状ニ相尽候より捕人なり

職ニ入

天満組東同心　庄司儀左衛門

常安にて百姓を罪り抜せと平八郎申ハ称之如く名ひ千古之如く

天下ニ斗を写(クシリ)ス止

天満組東同心　近藤梶五郎

二月十九日深夜捕ニ出長刀ニ身を潜し持天満組屋敷ニ自分ニ鐡砲を切

腹之義逆徒之内ニて申一書ニ候之と告人出り

御ニ同心　竹上萬太郎

摂州河辺郡中山寺門前能勢屋太兵衛殿之御座候百姓之成安常太郎

宅を立出候節手取上田孝太郎一人をおゐて其余ハ手負致其上妻子を妻
葉にて殺害も致し候程の開けに平八郎を放し取られ候ても不届く
候ぞや中途にて安藤組之者にて候召連之近辺にて候右備に入れ都而
新地にて候而其辺に於て候筋之手段ハ可聞候て候得共旨の有之
其上右之者共と相られ候相聞候人々と八御殿部へ御口九鴨池の後田中
勘右衛門と見得て取上田孝太郎引合有之

天満組与力　大西与五郎

平八郎懇意にて去申之歳某陰山一丁ちか組織先頃年頃大久保讃岐守え
勤し候御役企を承り候ても中立ニ而手筈致し相談有之候ニ付同役と共ニ江戸へ参り
中ゟ同志を誘候処後難を恐れ如く上手取候者ハ若者共家を捨て立退候へ共未
申出て一味之徒与以ち者の書面を出し将若ゟ進団候て武藤共を
承届て手始とも申聞ハ大小之持参之者共ハ早く参り候え（石掛）一味之八惣党
ありて中々早く立寄られ候

天満組東与力　瀬田済之助

御用文中風にて相調へ候ハ難出来之者共中術を以て茶屋え勤ニ致候ニ付書家
を蔵家内五人共ニ大和え立退き候所ニ而右備

天満組同心　吉見九郎右衛門

当申中ゟ病中にて床ニ臥し罷在候処件ハ大塩平八郎ゟ随身之若進ゟ件を承候（平八郎ゟ）
同子之政治甚多人中ニ合西之者同日次第を越をして新談之上孫へ申候ゟ時刻お
之れも渡し家中を数札ニ而近来かな门ゟ認右備ゟ

遊佐新介・単孝高ハ西村利右衛門・上田孝太郎・梶原源左衛門ハ日佐七志村用
水野伊織・筱玉郎・河辺甚助・我孫子・石橋弥五田甚長兵衛・猪田七郎左衛門・柳井
後藤御権山文助ヶ岩ハ法師と浪人共ハ御士云京都と近在近江議と志
三戸右輔ヶ徒ると鬼角更ニ御父子共ニ大井釣て有来り納治拾余と寸方三人
雲州ニ藤見蔵ニ吉山中ニて其方両中ニ成事を申由とのし京安土商ヶ支ヶ府
初て大坂ヶ道法と経ハ八里ニ以て黄泉那屋那ニ候ハ天ニ落し信ヶ峯ニ依て
赤穂ハ多年御家ノ宝ニ申ても以左町奉行寺力口心衆中ニ摩耶山ニ死ニ
杉浦と延し来内を先ニ三摩耶山ニ中途迄とも登りし番衆内ニ赤穂国共ニ久氏
見天狗と杜業ニやと申し帰る三度ヶ又し出ヶ行くの番足て惶して赤見へ出し
中ニ汝者ハ千歳ヶ候もなし安房ともさばり出して汝者を捕へ帰るを其時
世間ニて来ル御坊主ニ成のと摩耶山ニ連りて捕ひしと申ものハ是ハ其所
ノ住人ニて又ニ来ル御坊ハ納法ニ来り候し其や被申叙して一味ニ赤帰し吉中へ
帰りても計かたしと山ての上し我等を頼も実の事をなてし後藤と云近国
遠国ニ至る家人を走らせしハ内通して謀叛ニ及紀州高野山ハ人を離遠ニ出
是も是をうつしさくり出しけれハ三度村亀橋荻田ヶ業一度赤迄出しけれハ豊田の
高野山てらも出ましし和州吉野山ニ拾豊奥十津川ニ御座ヶ村ハ往古大塔宮ニ
而ニ赤見小栗与政ニ其村ハ経子共ニ御宅ニまて浪人乃かれ来り亀見羅
御殿と尋ねさせて郎等ハかれ右ヶ村ニ内侍ヶ共ニ川にて田舎ヶ向ニ降成
いかしなそ凡三千余日すこし門ニ御代ニ頃分南所平野の西方百姓ニ嫁
母ヶ近河内屋娘勝成沖殿所ニ安左衛門共ニ吉見左衛門ニ在ニ殺ニ栄いかに申出

在所へ帰り居れは国中のものハ数年来の恩にも屏に今迄在生渡しは夫責なて出かけき
とぞ申しける二月末の事成に人も無之へ布巾のし筆を以て許へ今迄の家居を飯を費しと而し
渡世を営み過しける悔番沢右衛門方へ来り文字習ひて遠の処土井
大炊頭殿家老鷲見十兵衛が下知にて家中組附并町奉行に拘り八人と有て
嬉様と私とある悴を捨を待る理にて其通り是あるされハ西寺力間小左衛門
を招て出番ニ有之候所門前四人右連来り二月廿日の夜網津截町に沢竹堀町に
召捕并右衛門へ相願候所橋本源治郎へ責問ハ武右衛門と申ハ栗八郎が妻也
此者并之に平八郎ハ平惟志にしく云ふハ数の業を召され武氏親娘と卿と
押立ハ籠へ深の縁に生存し云白状ゆへ然るに栗八郎の知光播磨や右衛門し
敷吟味の上当地町端にて右の後に中し紀し間と云つる事也帰ハ一

女敵を申田男をも其しかも裸し拷し候様を嗜し引き彼又召出せ八度
にて難通（カタク・カレ）候と白状を為被成候を吉田さん其後に致ても右の事是人あ殊に
書を所ても文へ未たの声ハ三尺斗成抜候かくみかける様其へ付て下役共を呼集めと
ほどくと右ぬきに食事をも運ひかねて見し拾ふ勤所免て明し見しので右の衆中も
悪人の面にし手錠に入立切く真のに妻ハ見届て戸段しにも放し入て人出しけれ
入牢被いろなるもふきや撫人となりみんなに被もむも其名更とてもかく彼をも内へ
更深被くとかく人の身後ゆへにて下知林役の猪田九郎某へ栗師某家
をきかれ右輪に向られて迷惑れね千万残とられ大道具生きて
千秋万年と応ろく威人大ふようなりつき其名栄き思ひ起こさに嘆きれぬ
因て記りとけり其へ悔悟く人立寄らさりしへ今の世ますりし今も一日とて力を合

戸を破り先へ進ミしハ御城代与力定方を勤ル名村某と云ふ者先へ進ミ入りて物

合せ間ニ近く探り見るに前家の戸を切破りて某を打込ミ内ニ入りて見れハ

申して格之助の死骸と有りしと聞ゆれハ平八郎ハ小座敷四方ニ火を付けて

手中ニたもちて既ニ自殺立腹切りてかくれの所へ平八郎ハ大炎の中ニ火を放し服

切りてあり刀逆手ニ名乗し二刀指損し二刀目ニてのとを貫き其を貫通へ入て

自殺し格之助ハ側ニ居りしか犬一匹ニ焼かれて面立光りける人々も程付られていや

見ても力を替えて[illegible]一人と言ハれし一面ニ手を之焼かれて各ニ火を消んと一日越え

大塩父子共ニ[illegible]も焼[illegible]十治ニ先を争ひ急ニ火を消火致家焼[illegible]之

所ニて両人の死骸引出し格之助ハ焼かれ有胸を刺し腹も突き両人共自殺之体

[illegible]平八郎ハ殺せしと見え格之助ハ[illegible]平八郎の打伐ニ倒れたれとも焼けて[illegible]

焼[illegible]又懐ニ通り切[illegible]見を[illegible]引出しみたりハ天満与力ニて平八

郎ニ而[illegible]下格之助[illegible]下せて後ニ両人共[illegible]の利ニて[illegible]先両人ハ

[illegible]ニ[illegible]大塩平八郎死骸格之助死骸ハ[illegible]を付て[illegible]

[illegible]ニ[illegible]千家内

女房 津祢 四拾九才

娘 かつ 弐拾四才

同 かし 八才

下人 治蔵 十九才

同 倖助 廿四才

同 佐蔵 廿六才

下人 嘉兵衛 十三才

同 忠兵衛 廿六才

下女 きぬ 廿弐才

竹上萬兵衛 六拾弐才

宗兵衛夫婦ハ少人をハ千町役人ハ所々搦捕候中宗兵衛ら其外人を匿(カクマヒ)置三八町

内かくまひ置セとて天人組年寄白井孝右衛門ハ捕へ東町所ハ引渡し追討村方吉

之者東迎ニ縄張を法被(ハツピ)各々斧(ヨキ)を持而先ニ入り道を守り二挺之鉄砲を東役所よ

入手一筋ぞ門より各のさしさんせり去津御町奉行衆ハ陣を構へ家々ハ焼をもよ

者ハ少し物ものもすかしと防し者共悉く人をせしらん店の裏手ニ隠れ済ける

宅の裏ある内表の通ニ人数手負き候ハ恐れさる者相

大塩平八郎ハ千中ニ浜手之方ニ海ニとも人相常を以テ諸所放火を致し大坂市中

三十余日程ハとこぶち八千軒ニ焼失中ニ元市平八ハ町家ニ居り

是迄羅漢人ニ打続き諸所放火致し無安所無かりける切支丹仕方ありけれど向きニセしとハ

者乃其外一味の者ト一所ニ小船ニ乗大川橋下桃畑ニ遁ニ居ル迄右一味ニ者凡

おとこ七郎八郎文子出口ハ出帆セしを知らすりし其方迄大坂ニ居ル

其方ニ散りて大和河内ニ掠め近所ニ居りけり百姓之家を切倒し其残者ハ思ハ

なく又大坂ハ立帰り是ニ人乃知る方乃若者平八郎ハ町家ニ住居り候ハしか

有る所場を其餘る所ニ隠れ居しを不審ニ思ハれしハ重なり是ニ思ハれける

同家之内の漬さんの所ニて三方より其所ニ居して左右ハ悉く又伊国ハ移

手とおこるんと役所ニ届出切手を持てハ八十飛脚ニ遣し二月十八日

恐しい様に嬲死にし知らしむ

二月十四日右仕置済ミ首を大坂へ遣し千日に晒之

## 松本林太夫

其者初めの名は林太郎と申す、淡路町に医師の倅ニ而親子兄弟死去せし一人の浪人となりしを、
本丸御番子に浪し、其十四才の春より其者ハ世間に浪々ハ出羽守に仕へける法被（ハッピ）を奪（ウバ）ひ
右様に婦女を連込十五才当場に於て子を遠く見合せ出羽守を討んと謀りし見聞也
右様といふと申すが中に虚実（キヨジツ）の系は何処とも十五才当場にて右様也

## 大井釗一郎

其者ニ彼遠守力大井信濃守の倅ニ而初めより剣術に明敏にて付（ウナヅキ）おそれ疑しく烏賊（イカ）
芝入る者にて人を殺し及び酒ニ悪癖有り酔（ヨウ）時ハ人を口論に及び稍（ヤヤ）もすれば刀抜
を振廻するゆゑ其悪行一筋ならず、是を以て其酒させれば義父に有りしハ如去る二月廿
初中にて小橋にて相手一両ならず有るを酒と吾る籠を鋼に酒と吾る色を賊に落し立
ち酒と呑と籠を連ね、右町迄へ来る不道通に出と口論にて抜放し相手を切んと
せしを籠抱きおさへたるを振放さんと揮ふ時相手方進み出てかれ籠ハ倒と相打（アヤマツ）
籠ハ切れたる刀にも掛けて首を打落し、其者六十歳の一斬ニ斬倉へ切つ
せしといふ事ハ、賊常の如く其様の外に信濃守一斬を背と打延し手傷に捨置かれて
彼藤八郎ハ逃失し男色に彼と馴染ハ酒くせも日頃の事にてもあらぬかつき進退
同手子に迎へしを其身に一味として謀と彼遠ニ育し居たる掛ハ勝とりて逆徒に励むと
此度信濃守と今度八郎其かゝりつきて戦ひしハ世話に合ひ偽りて地獄へ落すが
捕へつゝ申しゝ釗一郎ハ初名は若太郎元服して釗一郎、平八郎方へ同道手と

取り正之助と名を改め十五才西之助と二手に成け是ハ一方は江戸を越て雑賀様より

列之弟平と相携へ紀州札場へ参り日々昼夜寺にて河内国兄山をこえ石原村の百姓

清兵衛方へ一夜泊り百姓へ金を遣し大和路へ落越する所先々経済発起おゐて

守之所ニ至り八月中旬又嵯峨の奥の寺にて金銀へ入置て西へ出て京都へ

入込候所国代ニ手を出し捕らハれ終ニ捕られ四月十日大坂へ送らる

大坂東組同心　平山助次郎

右助次郎ハ平八郎門弟にて西山同人日頃近寄立入ル所達ニ申付候之事とし

二月十五日ニ平八郎終ニ謀反を企て逆謀を語りけれハ一味致し候処疑ひ

十七日夜ニ山城守ニ告ケ小者多田富次郎を遣し関東へ下り大目付堀伊賀守ニ

出張等ニ於而ニ大坂ニ於而ニ本家へ大目付紀伊守家来西山文蔵へ訴させると

雖然国人ニ告し広めし候儀を不届ニ付水野越前守殿より申渡

天保九戌年八月廿一日

御手当

御刀　美濃国兼定作金銀拵

御屋之間　土井大炊頭

右者去年於大坂徒党之者共及乱妨候節御城内并摂津国千村警衛

蒙命数多召捕候段比類無之

御鞍鐙

大坂御定番　遠藤但馬守

名代　稲垣若狭守

日頃之節(セツ)御城内警衛致し宮居請ニ附候ニ付力加勢致し者共召捕之

家来畑佐秋之助并源御右見届之儀申合候ニ付組之者共召連

右御役一時之取計方已ニ無之手当之儀武臣之家又思召候付被下之

右差出之首之儀ニ付　老中列座被申渡之

褒美　銀拾枚
御時服弐重

遠藤但馬守家来
用人　畑佐秋之助

同所市中大火之節与力中付を清　跡部山城守先手致し　但馬守組与力坂本鉉
之助不細候ニ而右進ニ続炮打合ひ　跡部山城守下知ニ応し遂有合を投け打諸勢
をはけまし武門相守し　以勝栄挙ぶ之働キ有之候ニ付

右於江戸表ニおゐて同人申渡ス

大坂東町奉行跡部山城守組与力
平山助次郎

右去ル酉年之節大坂ニ罷在　集ニ而住寄ニ承及容易ならす事ニ付跡部山城守へ密ニ訴出候ニ付
被召出御譜代ニ　被仰付小普請入　其後自殺

吉見九郎右衛門

右同断之節大坂ニ罷在申付之不埒英太郎を以及密訴候ニ付伜英太郎を以跡部山城守へ差出ス
右之者被召出御譜代ニ　被仰付小普請入

九郎右衛門伜
吉見英太郎

同組同心河合郷左衛門孫
河合八十次郎

右両人江褒美として銀拾枚ツヽ被下之

大坂御弓奉行組上田五兵衛組同心
竹上万太郎

右同断之節大坂ニ罷在

右遠島　山城守組与力
大西栄五郎

右中追放　同人倅
大西善之進

右無構　平山助次郎御小者
多助
沢助

右押込　江戸橋本町壱丁目市五郎店借人
清月

市郎

五人組
治兵衛
吉八

右叱り置　名主代
祐助

右急度叱り置　深川寺町中遍照院
末化主諏訪
慈寛

右無構　山城守組与力大橋平八郎支
中間菊崎東谷紹翁師松本宗温借店吉蔵
小船吉蔵

右江戸払

無宿 恵隆

浜町六丁目平内店 忠兵衛

右入墨之上敲

神田小柳町源右衛門店 八蔵

右急度叱り置

酒井大和守家来

物頭 山口源治郎

馬廻り 友松勘之丞

中小姓 秋葉力蔵

足軽 深木彌五郎

同 一 広田八十八

右押込

中間 門蔵

右手鎖

勢州 布宮新蔵 安田喜香

右塩摺前大坂ニ而廻し之上磔

大坂淡路町 茨木屋安兵衛

右於同所ニ而中追放

同人女房 津祢

右於同所ニ而獄門

勢州抜泉村海七吉 不化 劉学

右於同所ニ而遠島

河州若江寺村
治兵衛方同居　七治郎

右死骸ニて入塩之上磔致

同所天割町
土佐屋伜　利三郎

右死骸塩詰ニ致大坂ニ而引廻之上磔

右死骸腐爛致候ニ付同所中村ニ而吟味之上病死致候ニ付墓之数

右評定所ニおゐて三奉行御目付立会申渡

酒井大和守
名代　本多主税

其節御伺之上申渡候旨

右家来口書ニ付大坂町奉行跡部山城守組同心平山助次郎訴目安在

家来何方ニ而も御預ヶ之上御沙汰次第被仰付候旨ニ付右之者共奉行所ニ被立

之段申上候ニ付右之申渡ニ而御沙汰済之儀

右於水野越前守宅同人中務大目付林庄大和守在席天保九戌年九月十八日東西町

奉行并ニ江戸町奉行組与力立合東御白洲ニ於テ右之通申渡ス

大坂町奉行東組与力大塩格之助養父
大塩平八郎
同　格之助

此者共儀其身ハ表ニ清廉之行状を誇り文武忠孝之道を講し其門弟数

子格之助ハ大縁組迄表向ハ摂州般若寺村忠兵衛娘みねと及密通ニ付

人々を信用ニ随ひ増長を生し賤民分を不顧御政道を批判し其上浅之所致と

然處不容易陰計を企所命を称出勝し門弟共を威伏いたし無實之邪法

民難澁之折を窺ひ仁恵を行ひ其上ニ泣又ハ門組与力同心共之申合を遂し好者

志を引卒之志ヲ募共一味連判之門ニ入狩人等ニ寄ハ鹿ハ不狩ニし劔鎗之術を以摂州

合藤西村町兼吏共を申談取建候ハ重数之書物一己之籠置中候難民金銭

浪人ロ施行し或ハ反徒之名字を歴諸人を惑乱いたし為公儀之罪大書を微ニ檄文

ニさも誘入候ハ檄文村々ニ配り村落名家之者を捕へ中間救民之義を偽唱計

策を以て東照宮を討而大坂御城を始諸役所共ニ市中を焼払豪家之金銭

民ニ分ケ且同国甲山ニ而籠籠首中合若企露顕之節ハ逃去之念を以随ひ守津

木鉄之炮を為及殺害之一味荷擔之者共一同合具を帯勢力ニ携り要文字

重記ハ旗を押立百姓共を申威し大勢人数統党を從へ道々大火を掛町家を放火及乱妨

猶又役人ニ敵對し格之所ニ而右所之企中合候民を煽惑致し平八郎倶々反徒之棟梁ニ及

捕方之人数ニ手立向し逃去ハ後流浪町人ニ家ニ及中威同人方ニ匿居候始末旁悪

公儀を不恐之罪ニ而不届至極ニ付塩漬之死骸同処ニ而磔申付る

酉九月

大坂町奉行組与力

瀬田済之助

小泉淵次郎

同心

渡辺良左衛門

庄司儀左衛門

近藤梶五郎

摂州吹田邑

神主

宮脇志摩

般若寺邑
庄屋 忠右衛門
年寄 源右衛門
百姓代 伊七

猪飼野邑
百姓 司馬之助

森小路邑
醫師 文武

河州森口邑
百姓 孝右衛門

門真三番邑
百姓 郡次
同 九良右衛門

尊延寺邑
百姓 弓次郎

弓削邑
七良右衛門忰
百姓 利三郎

吾宿 正一郎

此者共儀大塩平八郎儀兼而米價高直諸民難儀之時節を幸ひ乍為
計略を廻し不埒之書籍并諸物合羅西町奉行長共共々兼而賣払金子を以
貧窮之者共へ施し夫為在代金施行致し一己之慾心ヲ成文ニ従兎角を恣顧
政道を批判致し救民之計義を偽唱其所行を訴名大坂御城を初ハ市中を焼払
豪家之金銀を奪取候を一旦乱切甲山ニて捕所根元悪逆大公中逆之反賊
之名目を掠以諸民を惑乱いたし致為不容怪文言認載ハ檄文を彫刻致し
右企之志之儀中勧いたし不容易儀を偽計を信し師弟難有杯逆意を一味
連判等之列侍蔵記之節人数加り着之平八郎差図ニ任ひ一日合其節參
長力を協せ百姓共を申威多人数催之通入大筒を持捕市中放火及乱妨掠方

致對談候ハ猥業之處 公儀ヲ不恐所業ニ付 猶因縁ニ而御取捌之人ニ付塩詰ニ而死
骸引廻之上磔ニ可申付處 右平八郎ハ死骸腐爛致し候ニ付 [illegible]不吟味已前病
死致候者墓所ニ而磔申付者也

戌九月

御弓奉行

同心 竹上萬太郎

此者儀大坂町奉行組与力大塩格之助養父大塩平八郎逆意之企ニ随ひ不届
以前遠慮之事 平八郎及相談候處 救民計策を倡唱いたし候ニ付大坂御城を
始諸役所其外市中をも焼払富家之者金米奪取候 右企一味致
中勤メ候節民救之為仕候所ニ而 [illegible]
致手之御政道を批判 [illegible] 撥文を一統ニ [illegible] 中ニ [illegible]
致し其上ニ而逆[illegible] [illegible]
余同意之者 [illegible] 大逆之所業 [illegible]
以後不恐公儀ヲ 右始末重々不届至極ニ付引廻之上磔申付者也

戌九月

無宿熊蔵事

三平 [illegible]

[illegible] 大塩平八郎方ニ [illegible]
[illegible] 大塩平八郎方ニ [illegible]
[illegible]
大坂 御城を始市中をも焼払富家之金銀米穀 [illegible]
[illegible] 大切 [illegible]

桂町人共中武藤門兵衛近安相進致納候ニ付従公儀老中御褒美人数ニ為差出
銀為御褒美一匹兵八郎ちく付候者迄御始末ニ付御褒美下置候間申渡之状
可申渡もの也

戌九月

松平甲斐守

去酉年大坂町奉行所稲垣山城守組与力大塩格之助並父大塩平八郎致悪名及乱
妨候節も又甲斐守手遣人数差出し候段

右同断

青山下野守

御勘定吟味役
根本善左衛門
御代官本勤之節

御代官
池田岩之丞

同人之節早速手遣遠江守

御宮番
土屋播磨守之取消帰格別

右於御前老中若年寄列座越前守申渡
書付写之

去酉年自分組与力大塩格之助並父大塩平八郎頭取悪党共を為及
乱妨候節自分組与力内山彦次郎…悪党共召捕候様差図

跡部山城守

力ハ金銀等之品ハ一切不足ツ、町年行新貞不合之目見其外申渡等留置
右者申中ニ来ル可申渡

戌九月二日

右之通伊賀守殿ニ而申渡

大坂御城番遠藤但馬守組与力

坂本鉉之助

去酉年町奉行跡部山城守組与力大塩格之助養父平八郎致徒党を企右之者共
市中致放火乱妨ニ付山城守召連レ鉄炮打立同所へ出役之上大筒打
放居候を其庭ニ取鎮及打取候段、抜群之働ニ付右之取鉄炮方相勤候者共
御目見被仰付、来ル八日御目見、其外ニ付被下之
金拾両ハ帰府被下、大筒方被仰付、御褒美被下之

同人組与力

本多為助

同断之節跡部山城守先手ニ進ミ坂本鉉之助申合候、織続候方進ミ、付人鉄炮を打放候
右働ニ付、御褒美被下、鉄炮方相勤、見近之通ニ而被下之、其外ニ付被下之
右捨置候ニ付、御褒美被下之通被下之

同人組同心

山崎弥四郎

糀谷助蔵

同断之節坂本鉉之助本多為助一同先ニ進ミ鉄炮打放候故、鉄砲之儀ニ付別段相勤候

渡置候段ニ拾ヶ所ニ張置候ヘ共、陣屋役人ハ御譜代之上下様ヲ押附候而勘定ニ成候ハヽ
是迄之通、其品ハ是又別段之為御救米、陣屋役人ハ金弐朱或ハ金壱歩也
但当宛候者ニ而何れも取来通候也

右之條々御請書取置為

天保八丁酉二月十九日辰上刻ゟ北百貫下並焼出、未下刻火鎮

# 檄文之寫

四海困窮いたしけても禄長く抂ん小人り国家を納ハ災害並至皆有人か

かく天下治世人の君人の法令分を法識かの出か故

東照神君ハ鰥寡孤独ふ施して恵仰れことを好ぶへくハ是仁政の基ト仰せ事く

故ふ今落し以方中古年来年の当に過し上下萬人驕奢を甚てりを極め大切の政務し

法役人ども賄賂を以て抜文ゑ是ゆ世役奥向中の因縁を以て法仁義を存ぜ品分

立此等紀役ト経上下一人一家を肥しト天下之に智術をなし千段万変不の

民百姓ハく立去し用金を年々発達年貢法役の事し甚しより加益謀計の

貧を日々過し入用かさミ以て四海の困窮を我数十人の上を察ささるものあらず御政

則ハて江戸表ハ諸国一円大に飢饉に落入天子も利家も来列く御隠居以後ハ

貴賎の猶を清見ハ余下民怨家天下ハ通し年々地震大災出て世事を以て治る

る外色々様々の天災流行終に五穀飢饉に相成候是皆天より深く御誡の
難有御告に候へとも一向上たる人々心も付す猶小人奸者の輩大切の政を執行
只下を悩し金米を取たる手段計に打懸り実以小前百姓共の難儀を吾等如き
もの草の陰より常に察し悲候得とも湯王武王の勢位なく孔子孟
子の道徳もなけれハ徒に蟄居いたし候処此節米価弥高値に相成大坂の奉
行并諸役人とも万物一体の仁を忘れ得手勝手の政道をいたし江戸へ廻米をいたし
天子御在所の京都へハ廻米の世話も不致而已ならす五升一斗位の米を買に下り
候もの共を召捕なといたし実に昔葛伯といふ大名其農人の弁当を持運ひ候小児を殺
候も同様言語同断何れの土地にても人民ハ徳川家御支配の者に相違無之処
如此隔を付候ハ全く奉行等の不仁にて其上勝手我儘の触書等を度々差出し大坂
市中遊民計を大切に心得候ハ前にも申通道徳仁義を不存拙き身故にて甚以厚かましく不届
の至且三都の内大坂の金持共年来諸大名へかし付候利徳の金銀并扶持
米等を莫大に掠取未曽有の有福に暮し町人の身を以大名の家老用人格等に被取用
又ハ自己の田畑新田等を夥しく所持何に不足なく暮し此節の天災天罰を
見なから畏も不致餓死の貧人乞食をも敢て不救其身ハ膏粱の味とて結構の物を食ひ妾宅等へ入込或ハ揚屋茶屋へ大名の家来を誘引参り高価の
酒を湯水を呑も同様にいたし此難渋の時節に絹服をまとひ候かわらものを妓女と共に
迎ひ平生同様に遊楽に耽り候ハ何等の事哉紂王長夜の酒盛も同事其所の
奉行諸役人手に握居候政を以右の者共を取締下民を救ひ候義も難出来日々堂島相場
計をいしくり実に禄盗にて決て天道聖人の御心に難叶御赦しなき事に候
蟄居の我等最早堪忍難成湯武の勢孔孟の徳ハなけれとも無拠天下のためと存

血族の禍をおかし此度有志のものと申合下民を悩し苦しめ候諸役人を先
誅伐いたし引続驕に長し居候大坂市中金持の町人共を誅戮およひ可申候右之者共穴蔵に貯置
金銀銭等諸蔵屋敷内に隠置候俵米夫々分散配当いたし遣候間摂河泉播の
内田畑所持不致者たとへ所持いたし候共父母妻子家内の養方出来難き程の難渋
者へは右金米取らせ遣し候間いつにても大坂市中に騒動起り候と聞伝へ候はゝ里数を
不厭一刻も早く大坂へ向馳参候面々へ右金米を分ケ遣し可申候鉅橋鹿台の金粟を下民ニ
与へ遣候遺意にて当時の饑饉難儀を相救遣し若又其内器量才力等有之者ニは夫々取立
無道の者共を征伐いたし候軍役にも遣ひ申へく候必一揆蜂起の企とは違ひ追々年貢諸
役に至る迄軽く致し都て中興
神武帝御政道之通寛仁大度の取扱にいたし年来驕奢淫逸の風俗を一洗相改
質素に立戻り四海万民いつ迄も天恩を有難く存父母妻子を養ひ生前の地獄を救ひ死
後の極楽成仏を眼前に見せしめ堯舜天照皇太神の時代に復しかたく共
中興の気象に恢復とて立戻り申へく候此書付を村々へ一々しらせ度候得共数多の事
ニ付最寄の人家多き大村の神殿へ張付置候間大坂より廻し有之番人共に
知らされさる様に心懸早々村々へ相触可申候万一番人共眼付大坂四ヶ所の奸人共へ
注進いたし候様子ニ候ハヽ遠慮なく面々申合番人を不残打殺可申候若右騒動起り
候を承りなから疑惑いたし馳参不申又は遅参ニ及候ハヽ金持の金ハ皆火中の灰ニ相成
天下の宝を取失ひ可申候間跡にて必我等を恨み宝を捨る無道
者と陰言を不致様可致候其為一同へ触しらせ候尤是迄地頭村方に有之年貢
等にかゝはり候諸記録帳面類は都て引破り焼捨可申候是往々深き慮有之事ニて人民

を国家の政を奪候は此度の一挙当朝平将門明智光秀漢土之劉裕朱全忠之
謀反に類し候と申者も是非有之道理に候得共我等一同心中に天下国家を簒盗致候
慾念より起し候事には更無之日月星辰神鑑に有之事にて詰る処は湯武漢高祖明
太祖民を吊し君を誅し天討を執行候誠心而已にて若疑しく覚候はゞ我等の所業終
る処を爾等眼を開て看よ

但し此書付小前の者へ道場坊主或は医者などより読聞せ可申若
庄屋年寄眼前の禍を畏れ一己に隠し候はゞ追て急度其罪可行

奉天命致天討候

天保八丁酉年　月日

摂河泉播村々庄屋年寄百姓并
小前百姓共へ

猶袋之上書　同筆にて
天より被下候村々小前のものに至迄